

千葉県地質環境対策審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県地質環境対策審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第3条 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。ただし、千葉県情報公開条例第8条各号の不開示条項に該当する事項について審議等を行う場合、又は公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、審議会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第5条 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会の会議録は、公表するものとする。ただし、千葉県情報公開条例第8条各号の不開示条項に該当する事項について審議等を行った場合、公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、審議会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

(専門委員)

第6条 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、調査審議することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

千葉県地質環境対策審議会公開要領

第1条 この要領は千葉県地質環境対策審議会運営要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定により、千葉県地質環境対策審議会（以下、「審議会」という。）の公開に関し定める。

第2条 審議会の公開方法は、別に定める傍聴要領により傍聴を認めることによる。

第3条 要綱第4条第1項ただし書き及び第5条第2項ただし書きの、公開又は公表することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 千葉県が天然ガス採取企業との間で新たに締結する「地盤沈下の防止に関する協定（以下、「協定」という。）」に係る、協定締結企業が設けた天然ガス井戸の構造や地上揚水量等生産計画に関するもの
- 二 千葉県が天然ガス採取企業との間で新たに締結する協定に係る、県の意味形成に必要となる調査計画及び調査結果に関するもの
- 三 地質環境対策に関する公表前の内容に関する審議であり、公開することにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第4条 要綱第5条2項による会議録の公表方法は、千葉県文書館行政資料室への配刊のほか、千葉県ホームページへの掲載とする。

- 2 要綱第5条第2項のただし書きの規定により、公表しないこととした会議録について、公表しないこととする理由がなくなった場合において、会長はその内容を公表することができる。

附則

この要領は平成25年8月1日から施行する。

傍聴要領

1. 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。